

電気通信大学大学院情報理工学研究科連携教育部規程

制定 平成28年12月27日規程第44号
最終改正 令和4年5月11日規程第20号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条第7項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科連携教育部（以下「連携教育部」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連携教育部は、電気通信大学（以下「本学」という。）と協定等を締結した他の大学院等又は外部の研究所等（以下「連携研究機関」という。）の教員又は研究者を、その身分を保有したまま、本学における大学院教育を担当する者（以下「連携教員」という。）として迎え入れ、さらに連携研究機関との多様な連携により本学の教育研究領域を拡大することを目的とする。

(組織)

第3条 連携教育部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 連携教育部長

(2) 連携教員

(連携教育部長)

第4条 連携教育部長は、大学院情報理工学研究科（以下「研究科」という。）を担当する教授で研究指導担当資格を有する者のうちから、大学院情報理工学研究科長（以下「研究科長」という。）の推薦に基づき、学長が任命する。

2 連携教育部長は、研究科長の職務を助け、連携教育部の運営に関する校務を処理する。

3 連携教育部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部長)

第5条 連携教育部長を補佐するため研究科長が必要と認めるときは、連携教育部に、副部長を置くことができる。

2 副部長は、研究科を担当する教授で研究指導担当資格を有する者のうちから、研究科長が指名する。

3 副部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携教員)

第5条の2 連携教員の身分に関する事項は、別に定める。

(連携研究室)

第5条の3 連携教育部に、連携研究機関ごとの教育研究プログラム（以下「連携研究室」という。）を置くものとする。

2 連携研究室は、当該連携研究機関名が明らかになるような字句又は教育研究プログラム等の内容を示す名称を付与するものとする。

(運営委員会)

第6条 連携教育部の円滑な運営を図るため、連携教育部に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 連携教育部長

(2) 研究科長

(3) 研究科の各専攻（共同サステナビリティ研究専攻を除く。）から選任された者

(4) その他連携教育部長が必要と認めた者

3 前項各号に掲げる者のほか、研究科に副研究科長を置く場合及び連携教育部に副部長を置く場合には、それぞれ当該の者を委員とする。

4 運営委員会に委員長を置き、連携教育部長をもって充てる。

5 委員長は、会議を招集し、その議長となるものとし、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の会議運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(審議事項)

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 連携教育部の制度及び運営に関すること。

(2) 連携研究機関の候補先の選定及び協定等に関すること。

(3) 連携教員の活動内容及び評価に関すること。

(4) その他連携教育部長が必要と認めたこと。

第8条 削除

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携教育部の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第114号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日規程第49号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第101号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第82号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月11日規程第20号)

この規程は、令和4年5月11日から施行する。